

川崎市青少年科学館協議会規則等を廃止する等の規則（案）

（川崎市青少年科学館協議会規則等の廃止）

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- （1）川崎市青少年科学館協議会規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第27号）
- （2）川崎市市民館運営審議会規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第4号）
- （3）川崎市教育文化会館運営審議会規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第5号）
- （4）川崎市立図書館協議会規則（平成10年川崎市教育委員会規則第3号）
- （5）川崎市青少年の家運営協議会規則（平成12年川崎市教育委員会規則第1号）

（川崎市総合教育センター運営規則の一部改正）

第2条 川崎市総合教育センター運営規則（昭和61年川崎市教育委員会規則第9号）を次のように改正する。

目次中

「第5章 総合教育センター運営委員会（第18条～第22条）

第6章 雑則（第23条～第25条）」

を

「第5章 雑則（第18条～20条）」

に改める。

第5章を削る。

第6章中第23条を第18条とし、第24条を第19条とし、第25条を第20条とし、同章を第5章とする。

## 附 則

この規則中第1条第2号、第3号及び第5号の規定は、平成28年5月1日から、その他の規定は、平成28年6月1日から施行する。

## 制 定 理 由

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市総合教育センター運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市総合教育センター運営規則 昭和61年4月28日教委規則第9号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 教育センター（第6条・第7条）</p> <p>第3章 特別支援教育センター（第8条・第9条）</p> <p>第4章 視聴覚センター（第10条～第17条）</p> <p><u>第5章 雑則（第18条～第20条）</u></p> <p>附則</p> <p>（第1条～第17条 略）</p>	<p>○川崎市総合教育センター運営規則 昭和61年4月28日教委規則第9号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 教育センター（第6条・第7条）</p> <p>第3章 特別支援教育センター（第8条・第9条）</p> <p>第4章 視聴覚センター（第10条～第17条）</p> <p><u>第5章 総合教育センター運営委員会（第18条～第22条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第23条～第25条）</u></p> <p>附則</p> <p>（第1条～第17条 略）</p> <p><u>第5章 総合教育センター運営委員会</u> <u>（委員長及び副委員長）</u></p> <p><u>第18条 川崎市総合教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）</u> <u>に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。</u></p> <p><u>（任期）</u></p> <p><u>第19条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>（会議）</u></p> <p><u>第20条 運営委員会は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>第5章</u> 雑則 (遵守事項)</p> <p>第<u>18</u>条 使用者は、委員会が指示した事項を遵守しなければならない。 (附属様式)</p> <p>第<u>19</u>条 この規則の施行について必要な書類の様式は、教育長が定める。 (委任)</p> <p>第<u>20</u>条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>(以下 略)</p>	<p><u>2</u> 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p><u>3</u> 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)</p> <p>第<u>21</u>条 運営委員会の庶務は、センター総務室において処理する。 (委任)</p> <p>第<u>22</u>条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章</u> 雑則 (遵守事項)</p> <p>第<u>23</u>条 使用者は、委員会が指示した事項を遵守しなければならない。 (附属様式)</p> <p>第<u>24</u>条 この規則の施行について必要な書類の様式は、教育長が定める。 (委任)</p> <p>第<u>25</u>条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>(以下 略)</p>